

# 社会福祉並に関連分野事項分類表作成試案

——社会福祉学成立基盤の探求——

寺 本 喜 一

## A Classification of Items in Social Welfare & its Correlated Fields.

——Looking for the Basic ground for the Science of Social Welfare——

KIICHI TERAMOTO

序

- I Sollen としての「社会福祉」
  1. 生成発展しつつある力動的な概念
  2. 生活領域並に生活複合に及ぶ包括的な概念
  3. 共同社会の福祉を成就せんとしての上位目的概念  
——「公共の福祉」と「共同社会の福祉」  
(憲法第25条に規定されてある「社会福祉」)
- II Sein としての「社会福祉」
  1. 社会保障制度勧告書の考える「社会福祉」
    - イ. 「社会福祉」と「社会保障」
    - ロ. 「社会政策」と「社会事業」
  2. 社会福祉事業法に定義されてある「社会福祉事業」の解釈
    - イ. 「社会事業」との相違
    - ロ. 「事業」なる語義の解釈
    - ハ. 「社会保障」及び「公衆衛生」との関連
- III 「社会福祉」の概念規定
- IV 社会福祉並に関連分野事項分類表  
(説明及び分類表)

序

漠然と「社会福祉」として理解されている社会通念に従って蒐集された各種資料の山積を整理するために、一応の分類表を必要とした。それにはN.D.C.による分類方式を試みてみた。この事を行っている中に、一応、「社会福祉」の概念規定を試みざるを得なくなった。更に、このことによって、「社会福祉学」の成立基盤を探求する手がかりを得たいと思うに至った。この種の研究の成就には研究者は日暮れて道遠しの感が強いが、このめだたぬ縁の下の力持をしていただいた園直樹講師、並に渡辺喜美助手の努力に対しても、一度この事を報告しておき

たいと思いついたわけである。

## I Sollen としての「社会福祉」

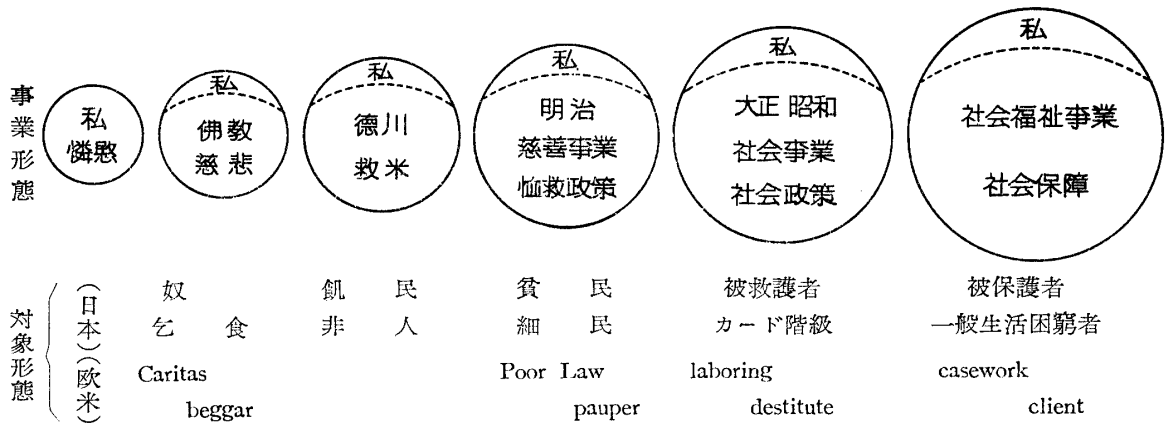
### 1. 生成発展しつつある力動的的概念

「社会福祉」は、今尚、固定した概念でなく、力動的概念であって、それは生成発展の形相において捕えられなければならない。この事は、嘗て、「社会福祉」が、「社会事業」なる事業形態をとつていた時に、生江孝之が既に「社会事業綱要」の中で指摘している処である<sup>①</sup>。又米国社会保障行政局長官であった Altmeyer も亦、“Social Welfare” の概念は、dynamic な概念であって、それは絶えず拡張され変化しつつある。それは嘗て、生活窮迫者に対する慈善として、特定の個人の要求に対して、その焦点がむけられており、個人の要求を彼の社会環境に調整することに努力がむけられていたが、今や逆に社会制度そのものに対する配慮が加えられ、<sup>②</sup> 経済的保障を確保するものとして、社会保障制度の形をとるに至ったと述べている。

以上の事は、社会福祉が、現実には歴史上において、とり来つた**事業形態**の上に於て、更に、福祉を受ける**対象の形態**の上からの二つの形相からみることが出来る。即ち、この事を略述して、次の第一図に於て図示を試みたのである。この第一図に於て円形は事業形態の変遷を捕え、円形の下に対象の変化を記したのである。

(第一図)

生成発展しつつある力動的的概念としての社会福祉



### 2. 生活領域並に生活複合に般る包括的概念

「社会福祉」は単一現象をさす特定概念でなく、生活全般に般る包括的概念である。それは、時として、「社会事業」即ち救貧事業と解釈される如き特定概念に限定されるものではない。もし、「社会福祉」が、限定されている特定の領域をもつとするならば、それは即ち生活全領域をさすのである。生活は総合であり複合 (Complex) であるから、それは特定の単一現象ではなく、包括的現象である。それは唯、具体的現実の時間空間によって、拘束され限定される

事によってのみ特定概念となるのに過ぎない。具体的現実拘束がなければ、生活はいくらでも拡大されてゆくものである。唯、生活の基礎構造としての経済生活の重要性拘束性は何人も認める所であり、「社会福祉」が、「生活依存性」に対する措置概念となる事を否むことは勿論出来ない。この事は、前述の Altmeyer の言の如く、又、Plant が Social Work は generic な概念であって、それは人間の一面を扱うのではなく、人間の全環境の調整を扱うものである、しかしながら、すべて物の制度は事の初めに於て全人的な扱いをしたものが、後に於いて分化して、それぞれ特殊の機関が生れ、特殊な技術が発達して、生活の或る一面を扱う事になるものであって、この意味で、Social Work は security というモードに結晶化しつつある傾向にあるともいえる。その security とは、経済的保障と情緒的保障であると言っている。この事は、「社会福祉」を一応、包括的概念として理解し、これを具体的現実による拘束性から、Security の方向に焦点化するものであるというに過ぎない。私はこの事によって、「社会福祉」を「生活依存性」と「関係不調整」に対する社会的措置として理解する。この事は後述の概念規定の項において改めて整理しているのでそれを参照されたい。

### 3. 共同社会の福祉を成就せんとしての上位目的概念

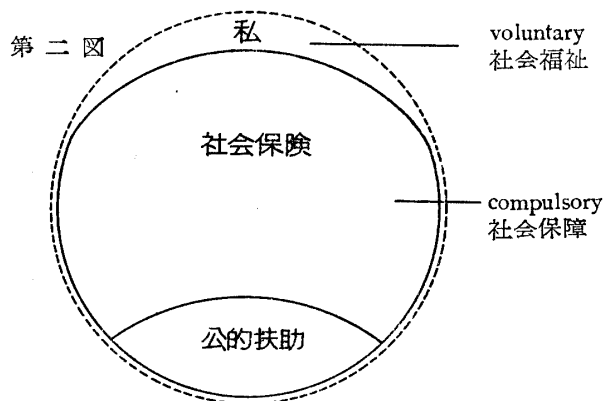
#### ——「公共の福祉」と「共同社会の福祉」

(憲法第25条に規定されてある「社会福祉」)

「社会福祉」は少くとも「社会保障」を包含し、或いはこれと並列し、更に「公衆衛生」と並列する概念であり、これらの上位目的概念であることは、憲法第二十五条の示す処である。この事は竹中勝男氏の理解によって広く知られている<sup>④</sup>。憲法の英文決定訳はこの理解を深めるに役立つ、即ち “……for the promotion and extension of social welfare and security and of public health” この場合の of の措辞について、更に、米国に於ける、Social welfare と Social security なる言葉の使用について我々の注意を促すものがある。米国に於ける Social Security に対する理解を Social Security Act (1935) の示す内容に従うならば、それは、我国に於て普通理解されている英国的社会保障制度の如き広汎な分野を意味せず、極めて限定された、老人、失業者、生活困窮児童或いは盲人等を対象としていることが知られるのであって、前述の Altmeyer は明白に、Social Security を Social welfare の現代的概念の一部として理解しているのである。この事は、日本に於いて特に社会政策学者に於て意外なことと思われるであろうから、特に注意をうながしたいと思うことである<sup>⑤</sup>。更にこの事は憲法原案作成にあつての MacArthur の助言原文の中に於て、Social welfare を freedom, justice 或いは democracy と並列して、包括的概念として捕え、これが具体化として、義務教育、児童労働搾取禁止、公衆衛生、社会保障、労働基準等をあげて、極めて常識的な助言をなしている。この事は、社会通念として世間一般が、「社会福祉」を理解しているものと甚しく接近しているのであって、世人はこの事の故に「社会福祉」なる文字に多くの魅力を感じるのであり、且つ、「社会福祉」

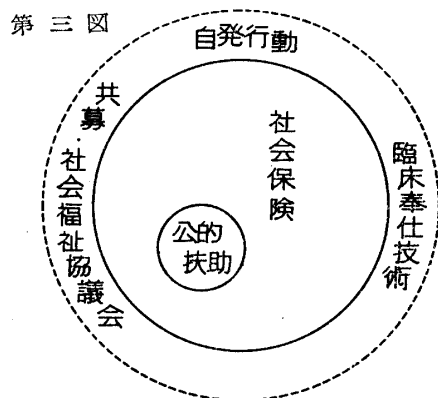
が Sollen として理解されるのはこの事によってのみあるのである。而して、「社会福祉事業」現実の救貧法的慈善に失望の声を放つのも、この故にある。ここに社会保障を含む「社会福祉」の理解を第二図及第三図として次の如く図示した。

社会保障ヲ含ム社会福祉 (Social Welfare & Security)



更に、以上の記述は、限定的な内容をもって現実に施行されている社会福祉関係の諸立法中に「社会福祉の増進」という表現を以てしめさざるをえない所のものであって、これは救貧法的社会事業をさすものではなく、広義の「社会福祉」を求めているものであるということが出来る。

上述の如き「社会福祉」概念は「共同社会の福祉」を成就せんとしての上位目的的概念と考えられるものである。



「共同社会の福祉」ということを考える時に想起されるのは、憲法上の「公共の福祉」なる概念である。

「公共の福祉」は憲法第13条及び第22条に於て、「公共の福祉に反しない限り」とそれぞれ、生命、自由、幸福追求の権利並に居住移転、職業撰択の自由に関して、これらの制約概念として現れ、第25条の財産権についても、「公共の福祉に適合する様に」として、矢張り、制約概念となっている。その性格は、民法第一条の「私権ハ公共ノ福祉ニ遵ウ」という条項によって

一層強い印象をあたえられ、この表現は基本的人権との関係について、或る衝撃をすら我々にあたえる。「公共の福祉」に関連して想起させられるのは Weimar憲法の Gemeinwohl の概念である。国民の一人として、憲法は私達のものであるから、憲法学者でない私も素樸に憲法を解釈することが許されると思う。

Sander-Wüffing 辞書に拠れば gemein には、「公共の」(public) と「共同の」(common) の二義があるが、Gemeinwohl の場合には、これを politisch に解釈すべきであるとするしているので、Gemeinwohl はこれを「共同社会の福祉」と考えるよりは、「公共の福祉」即ち(制約的規範＝公共の安寧、公共の安全)と考える方がよいように思われる。これに関連して、嘗てのナチスの政綱の一つであった Gemeinmutz geht vor Eigenmutz (公益は私益に優先する)を連想するし、又、我々の嘗て有していた「滅私奉公」の概念も考えたくなる。この様にして、「公共の福祉」とは明らかに、「社会福祉」とは別の概念である様に考えられる。

然しながら、ここに於て、「公共」なる言葉の別の出所として“public”をせんさくしてみる。それは仏語の publique にさかのぼる、更にそれは羅典の populus=the people にさかのぼる。この時、le bien publique は「共同社会の福祉」であり、la chose publique も亦、「共同社会の福祉」である<sup>⑩</sup>。

次に我々の持つ「公共」の語義を分解してみよう。「共」が共同社会を意味する事は大して問題ではない。問題は「公」の解釈である。公=八(ソムキヒラク)+ム(私)=(平等デ私ノナイ意味デアル)<sup>⑪</sup> 従って、それは無私、無差別、明白、共同、共有等を意味しているが、一方、天子、君主、父、舅、長者、神、朝廷、役所等を意味している。従って、公は共同の意味と同時に権威を含んでいる。ここに再び、「滅私奉公」のあやしき概念が出てくる。しかしながら、国民主権の今日、この「公」なる権威とは何人に奉仕することを意味するのか。それは国民自らに奉公することに他ならない。この事は私権の最大公約数的表現である基本的人権の正しき行使の社会の場をつくること、が、「公共の福祉」であることを意味する。この意味に於ては、「公共の福祉」は、Sollen としての「社会福祉」即ち上位目的概念としての「社会福祉」の概念と一致する。

尚、基本的人権は自由権と生活権(労働権)に要約される。それは人間の基本的要求(生理心理的欲求+社会文化的要求)が、社会的に法律として次第に獲得せられた権利の具体化であるが、基本的要求の frustration(要求阻害)は、「生活依存性」と「関係不調整」の二つの動因に焦点化される。この二つの大きな要求阻害の動因をそれぞれ除去し、共同社会の成員として共同社会の組織化に努力し「公共の福祉」を樹立せしめるためにとられる社会的措置の具体化が即ち「社会福祉」である。この意味において、「社会福祉」は「共同社会の福祉」を成就せんとしての上位目的概念となる。

## II Sein としての「社会福祉」

以上、社会通念としての「社会福祉」を主として、人間の願望として、Sollen の形において、生成発展概念、生活包括的概念、上位目的概念としてとりあげて来た。然しながら、社会福祉は生活現実に拘束され、限定されるが故に、あるべき姿よりも、ある姿としての「社会福祉」の現実段階を捕える事が必要である。

### 1. 社会保障制度勧告書の考える「社会福祉」

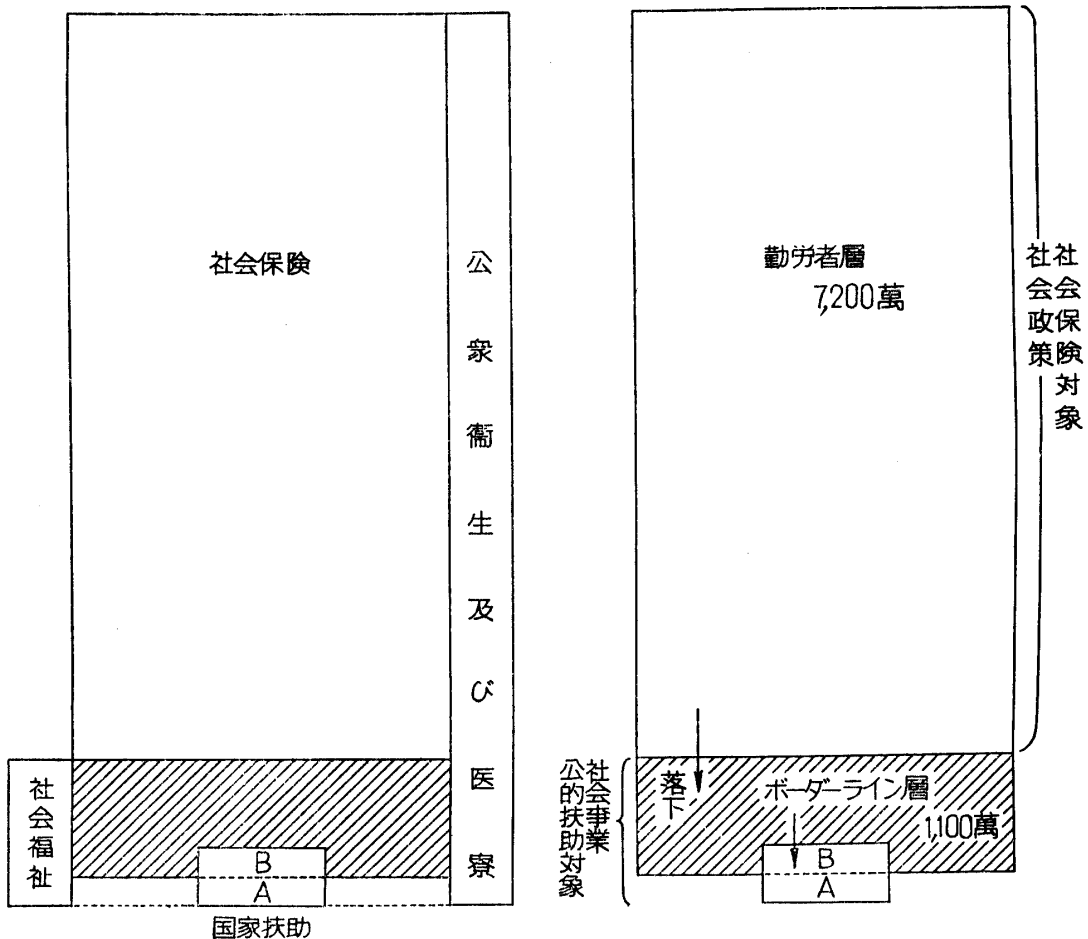
#### イ. 「社会福祉」と「社会保障」

現実の社会福祉立法の形態は、昭和二十五年十月の「社会保障制度に関する勧告」によって大きな影響を受けている。生活保護法の昭和二十五年五月の改正は、憲法第25条に基づき重大な改正ではあるが、この事に先き立つ社会保障制度審議会の「生活保護制度の改善強化に関する勧告」に著るしく影響を受けているものである。社会保障制度勧告書は、社会保険、国家扶助、公衆衛生及び医療、社会福祉等と章節を分ち、社会福祉を社会保障制度の補充的位置を占

める穴埋的存在として扱うなど、憲法第二十五条における「社会福祉」が「社会保障」に先行している驚くべき事実を忘れ、且つ又、前述し、且つ図示（第二図及第三図）したる前米国社会保障行政局長官 Altmeyer 氏の理解する Social Welfare の解釈に対して著るしき対照をなす解釈を行っている事が、注意される。更に報告書の解釈する「社会福祉」を図示するならば、それは第四図となるであろう。この事は、社会保障制度審議会の委員が、主として、社会政策畑の人によって占められている事実による。報告書は、「社会福祉」を定義して、「国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童その他、援護育成を要する者が、自立してその能力を発揮出来るよう、必要なる生活指導、更生指導その他の援護育成を行うこと」として、これがための施設、機関、サービス（相談）などを勧告し、そこにケースワーク等の新しい概念も導入してはいるが、本質的には、かつての社会事業概念から、私的慈善事業的概念を一応排除し公的救貧事業を導入し、より洗練され技術化された救貧政策としての「社会福祉事業」を理

第四図 社会保障制度勧告書の考える  
社会福祉

第五図 社会政策の代替性（或、補充性）  
としての社会事業（社会政策論）



説明：生活保護（公的扶助）  
 B 稼働力ヲ有スル被保護者 (able-bodied pauper) 100万  
 A 稼働力ヲ有シナイ被保護者 (impotent poor) 100万

解しているに止る。かゝる理解は、生活保護法が、その総則に於て、最低生活の保障及び最低生活基準の設定並びに保護請求権の確立の如き革命的な目的をうたいながら、その施行法においては、それは社会保障制度の約束する公的扶助であるよりも、救貧法の実態を示している事によっても明らかにこれを知ることが出来る。これらの解釈のよって来るものは、主として、「社会政策」に対する「社会事業」なる旧型概念の理解に基づくものである。

#### ロ. 「社会政策」と「社会事業」

社会政策と社会事業の相違の歴史的論究は、先ず、山口正<sup>⑬</sup>或いは河田嗣郎<sup>⑭</sup>が、「社会政策」は階級を対象とし、「社会事業」は個人を対象とするというが如き、或いは、北岡寿逸<sup>⑮</sup>が、「社会政策」は、社会制度に対するものであって、援助は権利として受け取られるが、「社会事業」は個人を対象とし、援助は一方的施与として与えられると述べているが如きものの中に見られる。更にそれは、「社会政策」の貧困を「社会事業」をもって代替せしめられるものであるという、即ち、「代替的社会政策としての社会事業」<sup>⑯</sup>の理解は、大河内理論の代表する所のものである。しかし、かかる社会政策的な「社会福祉」論は日本社会の後進性に基くものであることはともかくとして、少くとも社会保障制度の存在を考える段階に於いては既に歴史的使命を終了したものであって、それは「社会政策」と「社会福祉」との関係よりも、社会保障制度内の「社会保険」と「公的扶助」の関係に於て捕えられ、それが相互に補完的關係にある事を理解することであり、社会政策は労働政策生産政策として社会保障制度とは別個の角度から考究せられるべきものであると私は考える。以上の理解を図表化せるものが、第四図及び第五図である。

## 2. 社会福祉事業法に定義されてある「社会福祉事業」の解釈

### イ. 「社会事業」との相違

「社会福祉」の現実的形態は、「社会福祉事業」である。社会福祉事業と社会事業との本質的相違については、多くの疑問がはなたれているが、昭和十三年の「社会事業法」と昭和廿六年の「社会福祉事業法」を比較する事によって注意せられる事実は、共同募金及び社会福祉協議会並びに社会福祉主事の新たな設定である。前二者の基礎理論は community organization であり、後者のそれは casework である。更に、児童福祉事業の中に加わった児童厚生施設或は児童文化財に関連する groupwork の理論のもたらすもの、以上の新しき理論は「救貧的社会事業」と「社会福祉事業」の本質的相違を明らかにするものである。

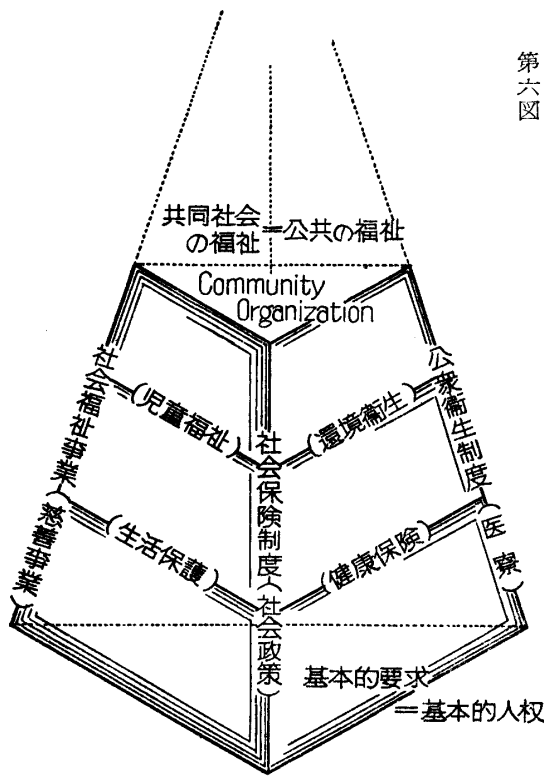
### ロ. 「事業」なる語義の解釈

更に「事業」なる語義の解釈について、社会福祉事業が、施設運営に限定されるが如き理解の多いのは、実は、Social Work の Work の訳語としての「事業」の語義に対する解釈不足から来るものではないかと考える。社会福祉事業法の定義する第一種及び第二種事業を見ると、そこには「施設を経営する事業」が、絶対値をしめているが、この他に、「相談に応ずる事業」と「連絡助成をなす事業」とがあげられている。後の二つは、前者の施設経営の如き具象的事

業ではない。相談に応ずる事業は主としてケースワークの形においてなされ、連絡助成をなす事業は主として、community organization の理論にもとづく。「事業」の語義には、操作、技術、機械、細工などの意味があり、Social work の“work”と casework 或いは groupwork の“work”の意味とは同一であって、それは主として、人間関係或いは社会集団の調整技術を意味するものである。“work”には更に、土木工事或いは公共事業の場合の如く、設計（青写真）或いは計画或いは調査の意味がある。この意味から、社会福祉事業は当然、地域福祉計画を含むことになる。更にそれは social action の社会改革運動にもつながってゆくことの理解が大切であって、今日の社会福祉協議会の活動の無気力は主としてこれらの理解の不足に基因している。「社会事業」と「社会福祉事業」との相違も亦、主としてこの理解に初まらなくてはならない。この事に関して竹内愛二氏の「社会事業」論に教示される所が多い。<sup>16)</sup>

ハ. 「社会保障」及び「公衆衛生」との関連

憲法第二十五条に規定されている社会福祉、社会保障及び公衆衛生は、それぞれの現実形態



として、社会福祉事業、社会保険制度、公衆衛生並に医療制度を持っている。これらの三つはそれぞれ未発達分野を残しているが、それぞれ独自の領域を持ち、又、相互に関連する領域をもっている。この事を図示したものが、第六図である。「社会福祉」並に「社会保障」の現実形態は我国に於ては殊に貧弱である。しかし、それらの増進への努力は既に憲法において約束されている。「社会福祉」は、具体的人間及びその具体的結合関係 (group) 並にその具体的結合の場としての共同社会 (Community) に対してとられる個々のサービスであるのに対して、

「社会保障」は具体的人間に対するサービスではなく、サービスを裏づける経済的保障という重要な社会福祉資源として機能社会に組みあげられた一の機構的制度である。

Ⅲ 「社会福祉」の概念規定

以上の如き考え方から、私は、「社会福祉」を次のように考える。

「生活依存性或いは関係不調整を原因として、個人もしくは家庭、或いは共同社会自体に発



生する生活問題の個別的解決の援助のためにとられる社会的措置の凡ゆる過程を総称して社会福祉という」

#### IV 社会福祉並に関連分野事項分類表

(説明) 上述の「社会福祉」の概念規定と本分類表の作成とは、相互に競合する努力のもとになされ、今尚、試案の域を出るものではない。本分類表は N.D.C. の大中小の三分類法に拠つたが、事項間の cross reference に注意した。000 (社会福祉一般) においては 020 以下を特に社会問題としてとりあげた。200 (家庭福祉) の項に生活保護がおさめられているが、これは公的扶助として 900 (社会福祉行財政) の項にもおさめてある。この分類表においては救貧的社会事業を意識的に脱却しようと試みた点があるが、これと併行して、家庭内の関係不調整の問題を重視した事が「家庭福祉」の項をおこした根本的理由である。家族制度の廃止された今日、家族による私的扶養の限界を明確にするためにも、家庭福祉という分類を特にとりあげた。老人福祉、母子福祉もこの分類の中におさめられている。400 (経済福祉) 500 (雇用福祉) は併せて産業福祉或いは労働福祉とも称すべきものであるかもしれない。これらは社会政策的見地でみたものでなく、あくまでサービスを裏づける社会資源としてとりあげたものである。600 (保健福祉) の主体は psychosomatic medicine 精神身体医学を根幹とする医療社会事業及び衛生教育を中心とする保健協議会の community organization に主体がおかれる。700 (特殊障害者福祉) には身体障害と精神障害とを含めた。これは将来別項目となる事が必要となろう。900 (社会福祉行財政) の中に社会保障制度を含めたのは、社会福祉に対する経済的保障という社会資源として社会保障を考えることによるものである。

### 社会福祉並に関連分野事項分類表

#### 000 社会福祉一般 (基礎問題)

- 000 社会福祉一般： 社会福祉思想，(慈悲，賑恤，恤救，慈善，救济，救護，援護，保護，扶助，更生，厚生，社会保障等) 社会福祉政策，社会福祉計画，社会福祉技術，**生活依存性，関係不調整**，生活基本要求 (生理-心理的欲求，社会-文化的要求) 基本的人権，ヒューマニズム，(人間学，人間論，幸福論，不幸論)，社会的貧困論 (救貧論，防貧論) 相互扶助，社会連帯，社会思想史，社会倫理学，社会哲学，公共の福祉。
- 010 社会一般： 社会集団，社会関係，社会制度，社会体制，社会階層，社会階級，社会過程，社会変化，社会改革，社会統制。
- 020 社会問題一般： 都市社会問題一般，(社会病理問題等)，農村社会問題一般 (農地小作問題等)。
- 030 社会文化問題：
 

{	社会心理問題 [ 群衆行動，デマ，大衆社会，人気，流行，公衆世論，社 会的緊張，社会的葛藤，マスコムコミュニケーション，宣伝 ]
{	社会病理問題 [ 社会解体問題，人間関係崩壊問題 ]
{	社会文化問題 [ 生活様式，文化型，宗教問題 ] (社会人類学対象) [ 倫理道德問題，習俗慣行問題 ]

- 040 政治経済問題： 社会政策（社会保障，社会保険ヲ見ヨ）労働政策，労働問題（雇用福祉ヲ見ヨ）  
 経済政策，計画経済，消費経済問題（厚生経済），恐慌，景気変動。
- 050 人口問題： 人口政策，優生保護（産制，受胎調節），移民問題，食糧政策，（栄養問題ヲ見ヨ）
- 060 性愛問題： 売春・矯風問題（赤線・青線地区問題），街娼，基地問題（パンパン）純潔教育，性  
 教育（児童福祉ヲ見ヨ），性病問題（保健福祉ヲ見ヨ）
- 070 婦人問題： （家庭福祉ヲ見ヨ） 婦人解放（男女同権），婦人運動，婦人団体（婦人会）婦人労働  
 問題（雇用福祉ヲ見ヨ） 婦人犯罪（更生保護ヲ見ヨ）
- 080 小教集団問題： 同和問題（未解放部落），混血児問題（児童養護施設ヲ見ヨ）朝鮮人及外国人問  
 題，黒人問題，人種問題。
- 090 災害対策： { 自然災害（風水害対策，災害救助法）  
 社会災害（交通災害，労働災害〔雇用福祉，社会福祉行政ヲ見ヨ〕  
 戦争災害（原爆問題 戦災者，引揚者，未復員者，遺族問題〔母子福祉ヲ見ヨ〕  
 〔身体障害者福祉ヲ見ヨ〕

## 100 社会福祉技術（臨床技術）

- 100 社会福祉技術一般：
- 110 社会調査： 福祉調査，世論調査，衛生保健調査
- 120 社会統計： 福祉統計，衛生統計，犯罪統計，人口統計（人口問題ヲ見ヨ）
- 130 ソーシャルケースワーク（個別補導技術）： 面接技術，記録技術，資源利用技術（身上相談）（心  
 理療法）精神医学（精神衛生ヲ見ヨ）（精神分析）ケースワーカー（各関係項目ヲ参照）  
 〔社会福祉主事，児童福祉司，母子相談員，身体障害者福祉司，民生児童委員，保護観察官，保護  
 司等ヲ見ヨ〕  
 （福祉事務所，児童相談所，身体障害者更生相談所，精神衛生相談所，保護観察所等ヲ見ヨ）
- 140 ソーシャル・グループワーク（集団補導技術）： グループダイナミクス，集団治療，（遊戯療法，  
 作業療法）ソシオグラム，  
 キャンプ，クラブ活動 Y. M. C. A.（児童福祉ヲ見ヨ，学校社会事業及び児童文化運動ヲ見ヨ）  
 グループワーカー（児童厚生員）児童厚生施設。
- 150 共同社会福祉計画（コミュニティオーガニゼーション）： 社会福祉資源調査，社会福祉資源分布計  
 画，社会福祉機関連絡組織《社会福祉協議会，地区連絡協議会，日赤奉仕団，保健協議会（衛生教  
 育ヲ見ヨ），青少年問題協議会，少年補導委員会，町内会組織（隣組組織）》市町村合併（福祉行政  
 ヲ見ヨ）
- 160 社会行動・社会運動： 国民運動，社会教育（公民館，P. T. A.，青年会，4 Hクラブ）青少年保護  
 育成運動，農村生活改善運動，社会を明るくする運動，児童福祉運動，社会奉仕運動。  
 募金運動（赤い羽根，白い羽根，みどりの羽根，黄色い羽根，神社祭礼，地藏盆の寄附）  
 一般政治運動（社会改良，社会改革）
- 170 歴史的研究： 社会事業史（西洋，中国，日本，京都，地方）福祉文化財。
- 180 比較研究： 国際社会事業（アンラ・ララ・ユニセフ）W. H. O.， I. L. O.  
 世界各国社会福祉事情（各国保障制度—福祉行政財政ヲ見ヨ）
- 190 人物資源研究（現代）： 生活関係，児童関係，雇用関係，保健関係，特殊障害者関係，防犯更生  
 保護関係，行政関係，宗教関係，並ニ一般市民（慈善家，博愛家）。

## 200 家庭福祉（含生活保護）

- 200 家庭福祉一般： 家庭一般，家庭生活教育，家庭科教育。

- 210 生活相談 (公的扶助ヲ見ヨ) : 生活保護法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{民生安定所} \\ \text{福祉事務所} \\ \text{社会福祉主事} \end{array} \right\}$  民生委員  
 生活困窮者(被保護世帯), 浮浪者, 行旅病人及び死亡人 (保健福祉ヲ見ヨ) 居宅保護, 収容保護, ボーダーラインケース (準保護世帯) セトルメント (生活館, 隣保館) (経済福祉ヲ見ヨ)
- 220 生計問題: 生活扶助基準, 最低生計費, 資産調査  
 生計調査 (C.P.S.; C.P.I.) 物価, 家計, ホームメーカー (家政婦サービス)  
 生活合理化 (生活改善, 家事労働) 理髪費, 入浴費光熱費問題。  
 (家族手当, 児童手当, 最低賃金——雇用福祉, 社会保障ヲ見ヨ)
- 230 家庭内関係: 家庭内緊張(Family Tension) 家庭内葛藤 (Family Conflict) 親子問題 (父母, 親権) 養子問題 (児童福祉ヲ見ヨ), 認知, 私生児問題 (児童福祉ヲ見ヨ)  
 兄弟関係 (相続問題) 多子家庭問題。
- 240 崩壊家庭: 欠損家庭, 親子心中 (870ヲ見ヨ)  
 家庭内犯罪 (850ヲ見ヨ) 人身売買 (年少労働ヲ見ヨ) 虐待禁止行為。 (児童福祉ヲ見ヨ)
- 250 婚姻問題: 結婚相談, 離婚 (協議, 調停, 審判, 裁判) 再婚, 別居, 内縁, 妾関係, 農村の嫁, 家庭裁判所 (司法法務ヲ見ヨ) 民法 (親族篇, 相続篇)
- 260 母子福祉: 母子福祉対策, 母子相談員, 未亡人問題 (遺族……戦争災害ヲ見ヨ)  
 未婚の母 (私生児, 混血児……児童福祉及び小教集団問題ヲ見ヨ)  
 母子寮, 母子福祉資金貸付 (婦人問題, 婦人労働ヲ見ヨ, 内職, 授産ヲ見ヨ) 母子衛生 (児童保健ヲ見ヨ)
- 270 老人福祉: 養老, 敬老, 親孝行論, 隠居論, 養老 (老齡) 年金 (社会保障ヲ見ヨ)  
 老人扶養, 老人ホーム, 老人クラブ, 養老施設, 老人学 (老衰, 老人病, 老人栄養, 老人心理等) 老人人口。
- 280 家庭設計: 家庭 Casework, 産児計画, 家族計画 (優生問題ヲ見ヨ)
- 290 家族問題一般: 家族制度, 家族社会学, 家族関係, 親族同族関係。

### 300 児童福祉 (青少年問題を含む)

- 300 児童福祉一般: 児童憲章, こどもの日, 児童愛護運動, 児童福祉法, 児童相談所, 児童福祉司, 児童委員, 青少年問題協議会。
- 310 児童養育問題: 保育事業 (助産施設, 乳児院, 保育所, 幼稚園)  
 母子衛生 (児童保健ヲ見ヨ) 児童手当 (社会保障制度ヲ見ヨ)
- 320 養護施設: 寮母 (保母) ホスピタリズム, 爪検査, 夜尿問題, 逃亡問題, 環境不良児, 孤児, 被虐待児, 浮浪児, 生活困窮児, 混血児 (小教集団問題ヲ見ヨ) 私生児 (母子福祉ヲ見ヨ)
- 330 里親 (養子) 問題: 里親指導, 養子後見人問題, 保護受託者制度, 職親 (年少労働ヲ見ヨ)
- 340 指導技術 (ガイダンス): (ケースワークヲ見ヨ)  
 カウンセリング, 嫉問題, 性格指導, 青年期指導 (ティンエージャー)  
 性教育 (純潔教育) (性愛問題ヲ見ヨ, 保健福祉ヲ見ヨ)
- 350 児童環境問題: 校外補導 (少年補導), 盛り場, 児童愛護班, 児童指導班, 不良化防止 (青少年非行ヲ見ヨ)
- 360 児童文化 (グループワークヲ見ヨ): 児童文化財 (絵本, 紙芝居, 人形劇, 映画, 幻燈等)  
 不良文化財排除, 子供会, 子供クラブ, 遊び場, 児童映画館, 児童館, 児童遊園 (児童厚生施設)
- 370 就学問題: 学校社会事業 (出席督促員, 家庭訪問教師, カウンセラー, デイーン, 補導主事, 夜間中学) 不就学長欠問題, 不適應問題 (問題児)  
 教育扶助 (最低教育費問題) 欠食児童問題 (学校給食ヲ見ヨ)

- 修学資金, 奨学金, P. T. A., 教師問題, 義務教育無償問題, 教育制度 (教育行政) 社会教育 (社会運動ヲ見ヨ)
- 380 児童保健 (保健福祉ヲ見ヨ) : 学校保健管理, 学校給食 (給食費問題)  
 虚弱児施設 (保健福祉ヲ見ヨ) 肢体不自由児施設 (特殊障害者福祉ヲ見ヨ) 身体検査, 母子衛生 (児童養育ヲ見ヨ) 養護教諭, 養護学校。
- 390 特殊障害児童保護 : 精薄児施設, 特殊学級 (特殊障害者福祉ヲ見ヨ), 教護院 (不良化防止ヲ見ヨ)
- 
- 年少労働, (雇用福祉580ヲ見ヨ)

## 400 経済福祉

(政治経済問題, 雇用福祉ヲ見ヨ)

- 400 経済福祉一般 : 消費経済一般, 厚生経済一般, 経済変動 (インフレ, デフレ)
- 410 住宅問題 : **住宅扶助**, 住宅政策, 住宅金融, 公営住宅, 公庫住宅 (住宅金庫), アパート, 共同宿泊施設, 借屋 (家主) 問題, 間借, 家賃問題, 住宅衛生 (照明, 乾湿, 騒音, 換気, 暖房費)
- 420 環境問題 : **不良住宅地区改良**, **スラム街** (同和問題ヲ見ヨ)  
**セトルメント** (生活保護ヲ見ヨ)  
 公園, 都市計画。
- 430 低利金融 : **生業扶助**, **公益質屋**, 質屋, 無尽, 頼母子。相互銀行, 高利貸, 類似金融機関 (経済会, 相互会社等), 民生安定生業資金, **母子福祉資金** (母子福祉ヲ見ヨ), 身障者資金, 借金整理。
- 440 生活協同 : 消費生活協同組合 (消費・購買)
- 450 中小企業 : 中小企業協同組合, 中小企業金融問題, 税金問題 (財政ヲ見ヨ)  
 企業合理化専門化, 中小企業労組  
 郷土産業 (西陣, 友禅, 陶器, 扇子等)
- 460 零細企業 : **零細企業一般**
- 470 **内職授産** : (母子福祉ヲ見ヨ) (最低賃金制ヲ見ヨ)
- 480 公的企業 : 公設市場, 簡易食堂 (外食券食堂, 市民食堂), 埋葬施設
- 490 産業福祉 : 労働金庫, 労働セトルメント, 福利施設 (宿舍, 購売組合, その他)

## 500 雇用福祉 (労働問題を含む)

(政治経済問題, 社会政策ヲ見ヨ)

- 500 雇用福祉一般 : 雇用問題一般, 労働教育, 労働白書。
- 510 労働行政 : 労働問題, 労働法規, 労働基準違反, 労資関係, 労働組合 (労働協議), 労資闘争 (スト) 労働運動 (労働者各種)
- 520 職業安定 : 職業一般, **職業安定所**, 職種, 求人求職。
- 530 就職問題 : 採用試験, 女性採用問題 (婦人問題ヲ見ヨ)  
**特殊就職問題** (未亡人子弟, 身障者, 刑余者, 帰国引揚者, 大学卒業生就職問題, アルバイト, 結核回復者等)
- 540 賃金問題 : **最低賃金制**, 標準賃金, 賃金未払, 遅配, 新卒賃金, 退職金 (家族手当, 児童手当, 社会保障制度ヲ見ヨ)
- 550 失業問題 : 失業一般, 解雇手当, 失業保険 (社会保険ヲ見ヨ), 失業救済, 潜在失業, 公共事業, 産業開発隊, 二三男問題, 日雇 (ニコヨン), 自由労働者, 季節労働者 (出稼)
- 560 労働管理 (労働科学) : 労働条件 (労働量, 労働時間), 労働環境, 労働衛生, 労働心理, 労災補

- 償（社会保険ヲ見ヨ），職業病，衛生管理者，労務管理者，災害防止。
- 570 婦人労働（婦人問題ヲ見ヨ）： 婦人労働一般，婦人労働基準，婦人労働生理，婦人職種，内職授産（経済福祉ヲ見ヨ），保育所（児童福祉ヲ見ヨ），婦人少年局。
- 580 年少労働： 年少労働一般，年少労働法規，法規違反，年少労働各種，街頭少年，住込，徒弟制，職親（里親ヲ見ヨ），虐待，人身売買〔労働養子，赤線養女〕（崩壊家庭ヲ見ヨ），中学生就職，……高校生就職。
- 590 職業補導： 職業補導，適性選択，技能者養成，養成工，職業教育，産業教育，年少労働者講座，夜間定時制，夜間中学，青年学級，通信教育（就学問題ヲ見ヨ）

## 600 保健福祉

- 600 保健福祉一般： 医学知識，精神身体医学，衛生教育，保健協議会（共同社会福祉計画ヲ見ヨ）
- 610 保健制度： 保健所活動，医療法，薬事法，病院，療養所，医師，看護婦，保健婦，助産婦。
- 620 医療保護及び健康保険： 医療社会事業，医療扶助（生活保護法），軽費診療，行旅病人及死亡人（生活相談ヲ見ヨ），健康保険，国民健康保険（社会保障制度ヲ見ヨ），保険医問題（点数問題）
- 630 結核及び長期疾患問題： 結核一般，結核実態調査，結核患者問題（入退所基準），結核対策，結核予防法，結核後保護（職業補導，及び生活問題，特殊就職問題ヲ見ヨ），長期疾患（がん，心臓，その他内臓疾患）
- 640 性病問題： （性愛問題及び性教育ヲ見ヨ）
- 650 環境衛生問題： 清掃法，清掃運動，鼠族害虫問題，汚物処理問題，水道及び水質，浴場（銭湯・公衆浴場）消毒（細菌免疫），食品衛生，騒音防止（条例）
- 660 ライ問題： ライ一般，ライ盲，ライ患者児童問題，救ライ事業，救ライ募金。
- 670 伝染病問題： 赤痢，疫痢（腸炎），発疹チブス，腸チブス等。
- 680 トラフォーム，寄生虫問題： 収容施設衛生，不良住宅地区環境（住宅問題ヲ見ヨ），農村駆虫運動。
- 690 栄養問題： 栄養改善，栄養調査，栄養士，病院給食（集団給食），最低食費栄養（生活保護ヲ見ヨ），食糧政策（人口問題ヲ見ヨ）

---

児童保健（380ヲ見ヨ）

## 700 特殊障害者福祉

- 700 身体障害者福祉一般： 身体障害者福祉法，身体障害者更生相談所，身体障害者福祉司，障害者手帖，更生医療，災害保障（労災保険，傷害年金ヲ見ヨ）
- 710 身体障害者更生指導： 厚生指導施設，収容授産施設，職業的更生，義肢補装具，（職業安定所，雇用福祉ヲ見ヨ）
- 720 肢体不自由者福祉： 肢体不自由（特殊障害保護児童ヲ見ヨ），不具廢疾者（体不自由），傷夷軍人（白衣募金）……戦傷病者遺家族援護法。（戦争災害ヲ見ヨ）
- 730 盲人福祉： 弱視，全盲，ライ盲（保健福祉，ライ問題ヲ見ヨ），盲学校，点字図書館，点字出版，中途失明者更生施設。
- 740 ろう者福祉： 難聴，全ろう，ろう学校。
- 750 中枢神経障害者並言語障害者福祉： 言語機能障害，吃音（どもり），中枢神経障害（全身及び半身不随）
- 760 精神衛生一般： 精神衛生法，精神衛生相談所，精神医学的ケースワーク。
- 770 精神障害： 異常心理（性格異常），精神神経症（神経衰弱，強迫神経症，ヒステリー），精神遅滞

- (能力別学級), 精神薄弱 (特殊教育, 特殊施設) (特殊学級ヲ見ヨ), 精神療法, 治療教育。
- 780 精神病問題: 精神病院, 精神病, 精神病質, 心神喪失者, 心神耗弱者, 精神鑑定, 優生保護 (人口問題ヲ見ヨ), アフターケア, ヒロポン, 麻薬 (虞犯要因ヲ見ヨ)
- 790 天才問題: 天才児教育 (文学者, 芸術家, 異常性格)

## 800 更生保護 (犯罪防止を含む)

- 800 犯罪一般: 刑法, 刑事政策, 犯罪社会学, 犯罪心理学, 犯罪調査統計 (犯罪白書)
- 810 司法・法務: 法律相談, 裁判所, 家庭裁判所 (家庭福祉ヲ見ヨ), 検察庁, 弁護士, 警察署, 治安協会 (民警懇談会)
- 820 更生保護 (犯罪者更生): 刑務所, 恩赦大赦減刑, 仮釈放, 保護観察, 更生保護委員会, 更生者問題, 更生保護事業, (免囚保護) 社会を明るくする運動, 犯罪者更生予防法, 更生緊急保護法。
- 830 矯正教護: 少年刑務所, 少年院, 少年鑑別所, (少年)調査官, 保護観察官, 保護司, 教護院 (児童福祉ヲ見ヨ), 少年警察, 少年補導所, 婦人警官, 少年相談所, 街頭補導, 補導センター, B. B. S. 運動 (不良化防止ヲ見ヨ)
- 840 青少年非行: 青少年犯罪統計, 集団 (ギャング) 犯罪, 性犯罪, 桃色遊戯 (性教育ヲ見ヨ), 少年補導委員, 高校生非行, 中学生非行 (学校社会事業ヲ見ヨ), 不良化防止, 青少年問題協議会 (共同社会福祉計画ヲ見ヨ)
- 850 家庭内犯罪 (崩壊家庭ヲ見ヨ): 生活苦心中, 尊属殺害 (親殺し, 老人殺害), 卑属殺害 (子殺し, 嬰児殺し), 兄弟殺害, 夫婦殺害, 妻子遺棄。
- 860 婦人犯罪: 性犯罪 (売春問題ヲ見ヨ), 放火, 万引, 女子刑務所, 女子犯罪更生施設。
- 870 崩壊病理現象: 自殺 (老人, 青年), 一家心中・情死・家出・浮浪 (家庭内犯罪ヲ見ヨ)
- 880 成人犯罪: 暴力団傷害, 児童の福祉を阻害する成人犯罪, 虐待 (児童福祉, 人身売買ヲ見ヨ)
- 890 虞犯要因: パチンコ, 宝くじ, 競輪, 競馬, とばく, 不良文化財 (エロ本, ストリップ) 喫煙, 飲酒; ヒロポン, 麻薬 (精神障害ヲ見ヨ)

## 900 社会福祉行財政, 社会保障制度

- 900 一般:
- 910 福祉行政: 厚生省, 民生部局, 衛生部局, 労働省, 労働部局, 教育委員会。
- 920 福祉財政: 社会保険費, 生活保護費, 児童措置費, 結核対策費, 失業対策費, 住宅対策費, 国庫負担, 共同募金 (共同社会福祉計画ヲ見ヨ), 社会福祉事業金庫, 社会福祉事業振興会法, 競馬法。
- 930 福祉法規: 社会福祉事業法 (生保, 児福, 母子, 身障, 戦傷遺族等ソレゾレ関係項目ヲ見ヨ)
- 940 関連行財政: 地方交附税, 税制改革問題。
- 950 地方行財政: 地方自治 (市町村), 地方制度改革, 市町村合併 ((コミュニティ・オーガニゼーション)ヲ見ヨ), 地方財政, 地方税。
- 960 社会福祉団体及び施設: 社会福祉法人, 施設経営及人事管理, 施設最低基準, 社会福祉関係団体 (赤十字社, 済生会, 救世軍等)
- 970 社会保障制度一般: 各国社会保障制度比較 (家族手当, 寡婦手当, 老齢年金, 児童手当等)。(比較研究ヲ見ヨ)
- 980 社会保険: 厚生年金 (老人福祉ヲ見ヨ), 健康保険 (保健福祉ヲ見ヨ), 国民健康保険 (保健福祉ヲ見ヨ), 労災保険 (雇用福祉ヲ見ヨ), 失業保険 (雇用福祉ヲ見ヨ), 船員保険, 共済組合, 恩給。
- 990 公の扶助: 救貧及び防貧対策 (生活保護, 家庭福祉ヲ見ヨ)

- 註① 生江孝之「社会事業綱要」(大正12年)序文,「社会事業の権威は,……………生ける社会事実に対し,常に弾力ある生成を為さなければならない。」
- ② Altmeyer: “Social Welfare Today” National Social Welfare Assembly, Dec. 3, 1951.
- ③ Plant “Personality and Cultural Pattern—Social Work” p. 337.
- ④ 竹中勝男「社会福祉研究」第6頁。
- ⑤ Altmeyer 前述 “social security is part of social welfare in its present-day meaning”
- ⑥ MacArthur 憲法草案〔国家学会雑誌第68巻第1.2. 宮沢俊義氏解説〕  
 Article XXIV, (これは日本国憲法では第25条となる)  
 In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare and of freedom, justice and democracy. (寺本: social welfare の訳語は**社会的福祉**としてある)  
 Free, universal and compulsory education shall be established.  
 The exploitation of children shall be prohibited.  
 The public health shall be promoted.  
 Social Security shall be provided.  
 Standards for working conditions, wages and hours shall be fixed.
- ⑦ 「社会福祉の増進」なる表現の所在する法律及びその他。  
 社会福祉事業法第1条(目的)  
 民生委員法第1条  
 母子福祉資金貸付法第1条  
 社会教育法第20条(公民館の目的)  
 並 = 社会事業研究所の国際連合に提出した「社会事業」の定義。
- ⑧ Weimar 憲法第151条, 第153条, 第163条。
- ⑨ Sander-Wülfig: Händwörterbuch der Deutsche Sprache.
- ⑩ Wyld: Universal English Dictionary.  
 Oxford French Dictionary.
- ⑪ 服部宇之吉「大漢和辞典」
- ⑫ 山口正「社会事業」
- ⑬ 河田嗣郎「社会政策原論」
- ⑭ 北岡寿逸「社会政策概論」
- ⑮ 大河内一男「社会事業の変貌」(社会福祉研究第5集)
- ⑯ 竹内愛二「社会福祉事業と社会事業」大阪社会福祉研究
- } これらの理解に関しては主として大阪女子大教授田村米三郎氏の研究に拠る所が多い。

(1954年12月受理)